２　第百十八条の二第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」と、同条第五項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」とする。

３　第百十八条の二第六項に規定する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号から第三号までの規定中「円（」とあるのは「円に加え、一の事業所につき十五万円（」と、「円）」とあるのは「円に加え、一の事業所につき二十万円）」とする。

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ホ(2)及び(3)並びに同項第二号チ(2)及び(3)の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ～ニ　（略）

ホ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　次のいずれかを満たす事業主であること。

(i)　（略）

(ii)　(i)に定めるもののほか、人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けさせることにより、当該被保険者が職務に関連する実践的な能力を発揮することができると見込まれる事業主であること。

ヘ　職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この(i)及び(4)(i)において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な三十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。(2)及び(3)並びに次号ヘ(1)から(3)までにおいて「長期教育訓練休暇」という。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主又は当該措置を既に行つた事業主のうち人材開発統括官が定める要件を満たすものであること。

(ii)～(vii)　（略）

２　第百十八条の二第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（中小企業事業主）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主）」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円）」とし、同条第五項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（中小企業事業主）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主）」と、「円）」とあるのは「円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）」とする。

（新設）

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ニ(2)及び(3)並びに同項第二号ト(2)及び(3)の規定に基づく同項の人材育成支援コース助成金は、支給しない。

２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ～ニ　（略）

ホ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　次のいずれかを満たす事業主であること。

(i)　（略）

(ii)　(i)に定めるもののほか、厚生労働省人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けさせることにより、当該被保険者が職務に関連する実践的な能力を発揮することができると見込まれる事業主であること。

ヘ　職業能力開発推進者を選任している事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティング（以下この(i)及び(2)(i)において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な三十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。次号ヘ(1)(ii)において同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた又は既に行つたもののうち一定の要件を満たす事業主であること。

(ii)～(vii)　（略）